

避難行動要支援者名簿・個別避難計画について

Q1 避難行動要支援者名簿とは何ですか？

災害発生時に自ら避難することが困難な方々について、本人の同意を得て登録した名簿です。平常時から避難支援等関係者に情報が提供されます。(情報提供同意者のみ)
災害対策基本法に基づき市町村に作成が義務付けられているものです。

1. 名簿の登載者

次の①～⑥の内、**自力避難困難**であり、同居家族等からの**避難支援が受けられない方**

- ①身体障害者手帳1級または2級を所持する者
- ②療育手帳A1、A2、Aを所持する者
- ③精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ④難病の認定を受けている者
- ⑤介護保険制度による要介護認定区分が要介護3～5の認定を受けている者
- ⑥その他上記以外で申出があった者

2. 避難支援等関係者

- ①警察署 ②消防本部 ③自主防災組織（自治会）④民生委員・児童委員
- ⑤消防団 ⑥社会福祉協議会 ⑦その他避難支援を行う関係機関等

3. 支援における注意事項

- ① 災害発生時又は発生する恐れがある場合には、同意の有無に関係なく避難支援等関係者へ必要に応じて個人情報提供されます。(災害対策基本法第49条の11)
- ② 避難支援者等関係者への情報提供に同意することにより、災害発生時に避難行動の支援を受けられる可能性が高まりますが、必ず受けられると保証するものではありません。また、**避難支援者は法的な責任や義務は負いません。**

Q2 名簿はどのように活用されますか？

災害時の**避難支援や安否確認**などに利用します。

また、平常時から情報提供により、日頃の見守りや、災害時の支援体制の強化につなげることができます。

《名簿情報提供の同意状況》

同意した場合

平常時から、避難支援等関係者へ情報を提供します。
名簿は、日頃の見守りや、災害時に円滑な避難支援を行うために活用されます。

同意しない場合

災害時又は発生する恐れがある場合には、災害基本法に基づき、避難支援等関係者へ情報を提供します。

必要なしの場合

名簿に登録しませんので、一切情報の提供はいたしません。

Q3

どのような情報が共有されますか？

氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、避難支援を必要とする事由(介護認定区分や障害等級)、世帯主名です。

名簿の提供を受けた方には法律に基づく**守秘義務**があります。

避難行動支援に係わる目的以外には使用できません。

Q4

個別避難計画とは何ですか？

避難行動要支援者の**円滑かつ迅速な避難を図るため**に、一人一人が作成するものです。

要支援者名簿と同様に本人同意を得て、平常時から避難支援等関係者に情報が提供されます。

情報の提供を受けた方には法律に基づく**守秘義務**があります。

避難行動支援に係わる目的以外には使用できません。

Q5

個別避難計画はどのような内容ですか？

Q3の項目のほか、**避難の支援をしてくれる方**(避難支援等実施者)の氏名、住所、連絡先、避難先及び避難経路などを記入します。

Q6

指定避難所の場所がわかりません。

各戸に配布されている『真岡市防災マップ』を参照してください。

不明な点につきましては、危機管理課危機管理係(TEL83-8197)までお問合せください。

※ 避難とは「難」を「避」けることです。学校や公共施設などの指定避難所に行くことだけが避難ではありません。

安全な親戚・知人宅、安全な宿泊施設への避難なども含めて避難先として検討してください。

Q7

届出内容の変更はどうすれば良いですか？

変更の申し出がない限り、自動継続となります。意向に変更があった場合や届け出の内容(住所、電話番号、お体の状況等)に変更があった場合には、社会福祉課 社会福祉係(電話 81-6943)までご連絡ください。

転居、死亡等により、避難行動要支援者の異動が確認された場合には、ご本人の同意なく、名簿から削除されます。また、ご本人が社会福祉施設等へ長期入所等をしたことが確認された場合は、ご本人の同意なく、避難行動要支援者名簿から削除されることがあります。

不明な点につきましては、社会福祉課 社会福祉係(電話 81-6943)までお問い合わせください。